

ID: 44

担当部署: 教育委員会 図書館 業務係

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>貸出しの停止等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>名寄市図書館条例施行規則 第11条(第14条第3項において準用する場合を含む。)</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成18年教育委員会規則第31号</p>		
<p><b>【根拠条文】</b>                  (貸出しの停止等)                  第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、一定の期間個人貸出を停止し、又はその登録を取り消すことができる。                  (1) 登録について虚偽の申込みを行い、又は利用者カードを他人に使用させる等不正な行為をした者                  (2) 個人貸出を受け、第9条第2項各号に定める期間経過後も、なお図書館資料を返納しない者</p> <p><b>【基準】</b>                  根拠条文に同じ。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>平成 28 年 8 月 15 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>令和 2 年 7 月 1 日</p>